

令和7年度  
幼保連携型認定こども園  
のざわこども園  
入園の案内



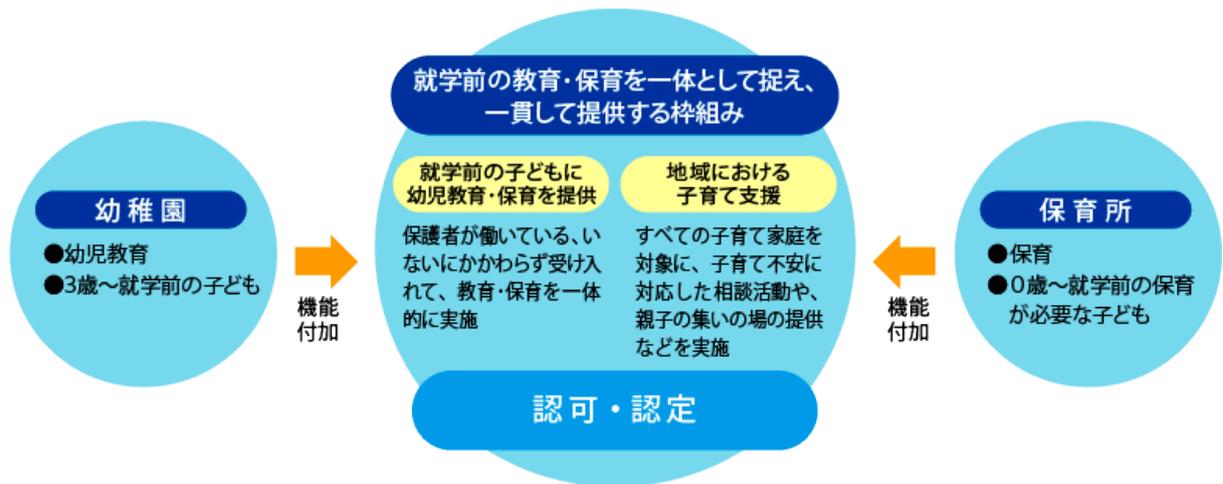
野沢温泉村教育委員会  
のざわこども園

## 幼保連携型認定こども園とは

教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設です。

野沢温泉村では、平成25年より保小中一貫・高校連携教育を進めており、認定こども園とすることでスムーズな連携教育が行われることを目指しています。

- ① **就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能**  
(保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能)
- ② **地域における子育て支援を行う機能**  
(すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能)



- ・ 幼稚園機能と保育園機能を併せ持つ単一の施設  
認可幼稚園＋認可保育園＝幼保連携型認定こども園  
幼稚園教育要領と保育指針の実践  
↓  
幼保連携型認定こども園要領 より質の高い教育と保育を目指す
- ・ 教育基本法上の「学校」として位置づけ
- ・ 先生方の呼称「保育教諭」 幼稚園教諭免許と保育士資格
- ・ 指導監督は、内閣府による一本化
- ・ 全てのこどもが入園可
- ・ 幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえて教育・保育を実施
- ・ 小学校における教育との円滑な接続
- ・ 認定こども園として特に配慮すべき事項を考慮

## 利用申請の手続きについて

認定こども園を利用にあたっては、教育・保育の必要性に応じた**支給認定**を受ける必要があります。面談による認定結果に応じた「**支給認定決定通知**」を発行します。

### ○ 支給認定の種類

支給認定区分	対象となる子ども
1号認定（教育標準時間）	満3歳以上の就学前の子ども（2号認定を除く）
2号認定（満3歳以上・保育）	満3歳以上で保護者の労働や疾病等により保育を必要とする子ども
3号認定（満3歳未満・保育）	満3歳未満で保護者の労働や疾病等により保育を必要とする子ども

### ○ 保育の必要量に応じた区分

2号認定又は3号認定を受ける方は、保育の必要量によってさらに「保育標準時間」又は「保育短時間」に区分され、認定区分により、利用できる時間が異なります。

保育標準時間・・・1日あたり最長11時間

保育短時間・・・1日あたり最長8時間

保護者の就労形態		保育時間
保護者①	保護者②	
ひとり親	(いない)	標準時間
フルタイム	フルタイム	標準時間
	パートタイム（120時間以上）	標準時間
	パートタイム（48～120時間未満）	短時間
	パートタイム（48時間未満）	保育必要なし
	専業主夫（妻）	保育必要なし

専業主夫（婦）や無業の場合は、保育利用はできませんが、3歳以上であれば教育標準時間〔1号〕認定となります。

### ○ 保育を必要とする子どもとは？

保護者が就労している場合など、下記条件に該当する場合。

※ 集団生活を体験させたいなどの理由は該当しません。

条 件	内 容
家庭外就労	会社勤務、農業等で家から離れて仕事をしている
家庭内就労	自営業、内職等で家の中で仕事をしている
親のいない家庭	死亡、行方不明、離婚等による、ひとり親家庭
母親の出産等	母親が出産や病気で入院をしている
病人の看護等	日常的に家族の看護や介護をしている
家庭の災害	被災したことで日常生活が困難な場合
求職活動等	求職活動や職業訓練校等に通っている場合

○ 認定区分ごとの利用時間枠

3歳～5歳	7:30	8:30	10:00	14:00	16:30	18:30
1号認定（教育標準時間）	延長（一時預り）	標準的な教育時間		延長（一時預かり）		
2号認定（保育短時間）	延長保育	原則的な保育時間			延長保育	
2号認定（保育標準時間）	延長保育	原則的な保育時間			延長保育	

3号認定（保育短時間）	延長保育	原則的な保育時間			延長保育
3号認定（保育標準時間）	延長保育	原則的な保育時間			延長保育

利用者負担額（保育料）について

1. 令和元年10月より3歳～5歳児の保育料が無償化されました。（0～2歳児は、村民税非課税世帯の場合、無償となります。）

（3歳児・4歳児については、副食費月額4,500円が別途必要です。なお、所得階層により免除となる場合もあります。）5歳児は全員免除となります。

2.     部分が下記の基準額表の保育料がかかる部分です。

3. 保育短時間認定の延長保育料については、朝100円、夕方200円となります。月上限3,000円です。（延長保育料は、無償化の対象外です。）

4. 1号認定の延長一時預かり保育料については、月～金については、朝夕1h当200円となります。土曜日の一時預かり保育料は、2,200円です。月上限はありません。

（無償の上限あり）

令和7年度 利用者負担額（保育料）基準額表（2号・3号認定）

階層	定 義	3歳以上児（2号認定）		3歳未満児（3号認定）	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間
1	生活保護法による被保護世帯 （単給世帯を含む）	0円	0円	0円	0円
2	1階層を除く村民税所得割額が次の区分に属する世帯	村民税非課税世帯	0円	0円	0円
3		48,600円未満	0円	0円	15,200円
4 a		63,000円未満	0円	0円	21,700円
4 b		77,101円未満	0円	0円	24,500円
5		97,000円未満	0円	0円	27,000円
6		169,000円未満	0円	0円	41,500円
7		301,000円未満	0円	0円	52,000円
8		397,000円未満	0円	0円	54,000円
9		397,000円以上	0円	0円	56,000円

○ひとり親世帯等が第3階層、第4 a及び第4 b階層に認定された場合、第1子は第3階層負担額の半額、第2子以降0円。

○第3階層、第4 a階層に該当し、村民税所得割課税額が57,700円未満の世帯は、第1子は認定された階層の負担額の半額、第2子以降0円。

○第4 a階層から第9階層に該当し、村民税所得割課税額が57,700円以上の世帯は、第2子は認定された階層の負担額の半額、第3子以降0円。

○村民税所得割課税額を計算する場合、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄付金控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除は適用されません。

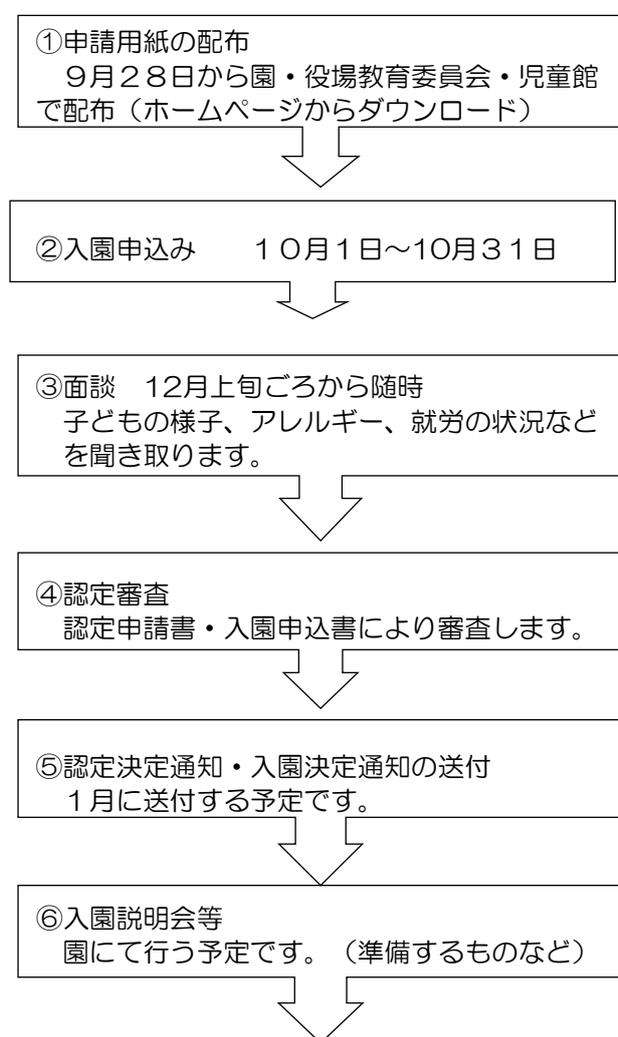
令和7年度 保育料徴収基準額表（教育標準認定） 3歳以上

階層区分	定 義	利用者負担額(月額)
		1号認定
第1	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0円
第2	市町村民税非課税世帯	0円
第3	市町村民税所得割課税額 77,100円以下	0円
第4	市町村民税所得割課税額 211,200円以下	0円
第5	市町村民税所得割課税額 211,201円以上	0円

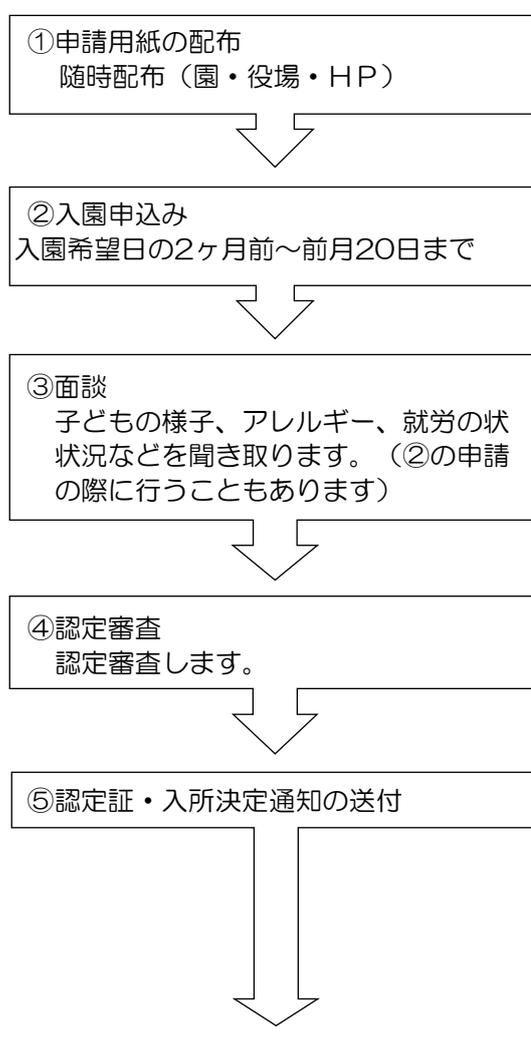
## 利用手続きの流れ

### ◇ 4月1日 入園の場合

年度途中で育休などから復帰する方も含みます



### ◇ 年度途中 入園の場合



## 令和7年度のざわこども園入園の申込みについて

- 1 受付期間 令和6年10月1日（火）～10月31日（木）  
令和7年度に途中入園を希望される方も申込みをお願いします。
- 2 申込方法 下記の書類を、期間内に役場教育委員会事務局へ提出してください。
  - ・保育を必要とする方）
  - (1) 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼入園申込書
  - (2) 家庭の状況報告書
  - (3) 求職状況報告書（現在就労していないが4月以降において就労する予定がある時）
  - (4) 雇用証明書（現に就労している場合）
    - ※雇用を確認できる書類（保険証など）のコピーがあれば作成の必要はありません。
    - 注）令和6年1月1日に野沢温泉村に住民票がない方は、令和6年度所得課税証明書（1月1日に居住していた市町村へ申請してください。）の添付をお願いします。
- 4 1号認定（教育標準時間利用の方）  
3歳以上で、幼稚園等での教育を希望される方は、1号認定児童として入園することができます。上記（1）の書類。
- 5 面接について  
12月上旬から順次面接を行います。（のざわこども園にて）  
面接では、お子様の様子やアレルギー、保護者の就労状況などを聞き取ります。
- 6 入園の審査について  
定員以上の申し込みがあった場合、保育の必要性の高い順位の児童から入園となります。  
（現時点で、3歳以上児は入園をお断りすることはありませんが、3歳未満児については、定員を越えた場合お断りすることがあります。）

### ○私的契約による入園

上記以外のお子様であっても（村民以外の方など）児童数が定員に達していない場合は、入園することができます。この場合の保育料金は、基準表の9階層の料金となり、無償化の対象とはなりません。

1. 私的契約による入園申込書
2. 私的契約児入園同意書

### お問い合わせ

教育委員会事務局 子育て支援係 TEL：0269-85-3115  
のざわこども園 TEL：0269-85-2505